

配偶者からの暴力（DV）

夫婦間であっても暴力は許されません。
1人で悩まず相談することが大切です。



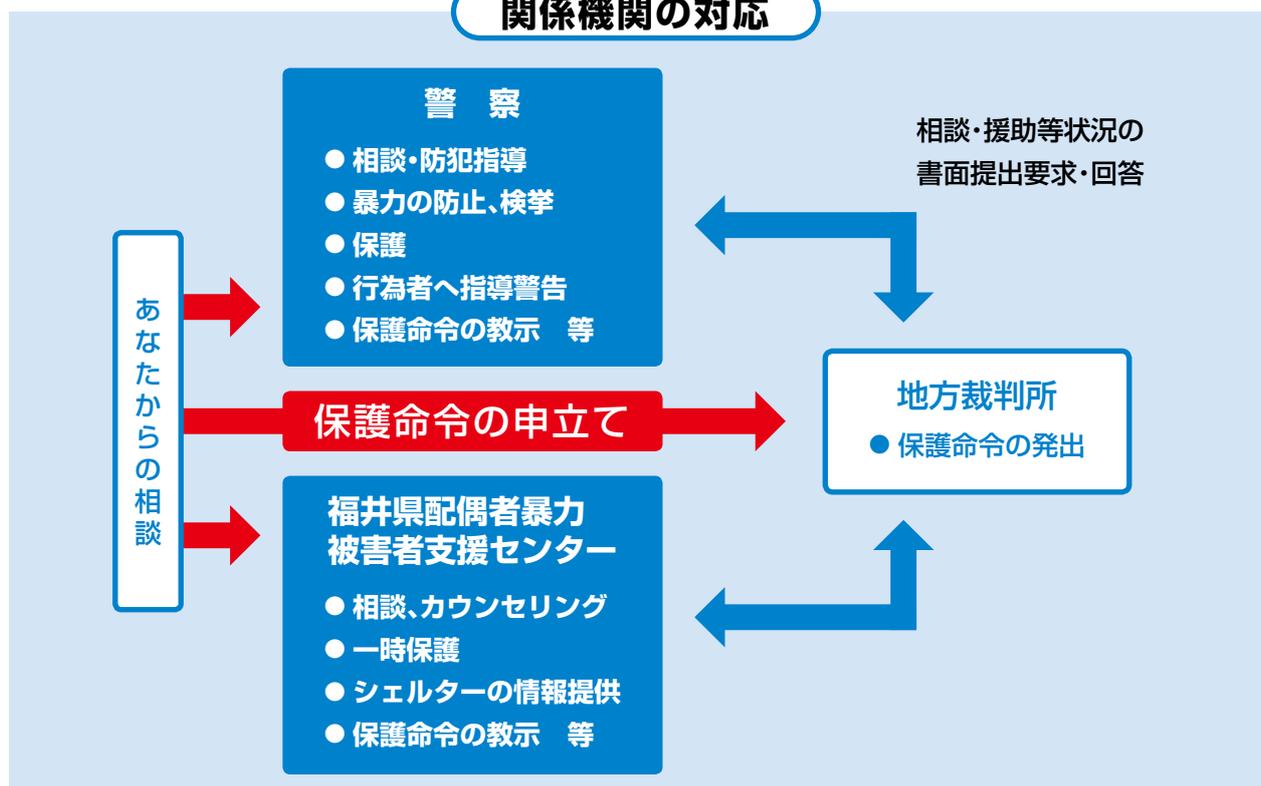
「私さえ我慢すれば」「世間体があるので」との思いはダメです！

警察では、いわゆる「DV防止法」に基づき、被害の発生を防止するための必要な措置として、被害者に対する防犯指導や援助等を行うとともに、裁判所が発した保護命令に違反した場合には相手を検挙します。

また、県の配偶者暴力被害者支援センターなどの関係機関と連携した被害者支援を積極的に行っています。

あなたの立場に立った対応を行います！！

関係機関の対応



「配偶者からの暴力」とは

配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。「配偶者」には、事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手を含みます。

また、「暴力」は、殴る・蹴るなどの身体的暴力ではありません。
次のさまざまな形の暴力が複雑に重なり合っています。

1 身体的暴力

- ・ 殴る
- ・ ひきずりまわす
- ・ 蹴る
- ・ 首を絞めるなど



2 性的暴力

- ・ 脅しや暴力で性的行為を強要する
- ・ 中絶を強要する
- ・ 避妊に協力しないなど

3 精神的暴力

- ・ 話しかけても無視する
- ・ 人の前で侮辱する
- ・ 「おまえは馬鹿だ」「食わせてやっている」などと暴言を繰り返す
- ・ 大切にしているものを壊すなど

4 経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 働くことを妨害する
- ・ 健康保険証を渡さないなど



5 社会的暴力

- ・ 交友関係や電話の内容を細かく監視する
- ・ 外出を制限する
- ・ 実家との付き合いを制限するなど

6 子どもを巻き添えにした暴力

- ・ 子どものいる前で暴力を振るう
- ・ 子どもを虐待する
- ・ 子どもを引き離す
- ・ 子どもに危害を加えることをほのめかすなど

DV防止法のポイント

警察

暴力の制止、被害者の保護など被害の発生を防止するための措置や援助を行います。

福井県

配偶者暴力被害者支援センターとして、生活学習館(ユウ・アイふくい)、総合福祉相談所、各地区健康福祉センターに女性相談員を配置し、相談や被害者の自立、保護に関する情報提供などを行います。

裁判所

被害者の安全を確保し、更なる暴力を防止するため「保護命令」を行います。

保護命令

裁判所が行う保護命令には、「接近禁止命令」「電話等禁止命令」「退去命令」の3種類があります。

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫によって、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、裁判所は、**被害者からの申立て**により、加害者に対して

- 被害者（子ども、親族を含む。）への接近禁止（6か月間）
- 被害者への電話等の禁止（6か月間）
- 住居からの退去（2か月間）

を命じることができます。

具体的には、あなたが配偶者に対して、

- 近づいてほしくないとき → 「接近禁止命令」
（つきまとい、住居や勤務先等付近の徘徊を禁止）
- 電話をかけてほしくないとき → 「電話等禁止命令」
- 家から出て行ってほしいとき → 「退去命令」
（住居付近の徘徊も禁止）

を、裁判所に対して申立てができます。



「電話等禁止命令」には、次の禁止事項があります。

- 1 面会の要求
- 2 行動の監視に関する事項を告げることなど
- 3 著しく粗野・乱暴な言動
- 4 無言電話、連続電話・FAX・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 5 夜間（午後10時から午前6時まで）の電話・FAX・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
- 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付など
- 7 名誉を害する事項を告げることなど
- 8 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付など



保護命令に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

警察による援助

あなたからの申出により、次の援助ができます。

- 1 被害を自ら防止するための避難その他の措置の教示
- 2 加害者に住所や居所を知られないようにするための措置
 - ・ 住民基本台帳の閲覧制限への支援
- 3 被害防止交渉を円滑に行うための措置
 - ・ 心構えなどの助言
 - ・ 加害者に交渉日時などの連絡
 - ・ 警察施設の提供など



事例 相談を受け、保護命令などを教示したところ、弁護士が代理人となり、裁判所に対して保護命令の申立てを行い、保護命令が発せられている間に協議離婚した。

医療関係者の取組み

DV防止法により、医師や看護師などの医療関係者は、

- DVにより負傷し、又は疾病にかかった被害者を発見した場合には、被害者の意思を尊重したうえで、その旨を配偶者暴力被害者支援センターや警察に通報することができます。

※通報で守秘義務違反に問われることはありません。

- 被害者に配偶者暴力被害者支援センター等の利用について、情報提供する努力義務があります。



あなた自身ができること

- あなたが置かれている状況を脱するためには、まずは警察や配偶者暴力被害者支援センターに相談することが大切です。

「夫が暴力を振るうのは自分が至らないから…」

「自分さえ我慢すれば…」

などと自分を納得させて、DVの被害を受け続けていませんか？

DVは、あなただけでなく、
あなたの子どもたちにも深刻な影響を与えます。

